

第1章 はじめに

1 本調査研究の意義

令和4年版犯罪白書によると、少年による刑法犯の検挙人員は、平成16年以降減少し続け、少年人口比で見ても、最も高かった昭和56年と比較すると、令和3年では約8分の1となっており、少年非行の情勢は改善傾向が続いている。一方、少年院出院者の5年以内再入院・刑事施設入所率は、近年20%台前半で推移しており、再非行防止施策の更なる充実が求められている。

非行少年の生育環境に目を向けると、少年院在院者のうち保護者が一人親世帯である比率は、全国の一人親世帯の比率と比べて顕著に高く、少年院在院者のうち高校中退者が占める割合も、上昇傾向にある。加えて、令和3年における少年院入院者について、男子の約4割、女子の約6割が保護者等からの被虐待経験を有しているなど、非行の背景には厳しい生育環境があることがうかがえる。平成29年12月に閣議決定された第一次再犯防止推進計画においても、犯罪をした者等は厳しい生育環境などの生きづらさを抱えており、地域社会で孤立しないための「息の長い」支援等の取組の必要性が指摘され、これまで国、地方公共団体、民間団体等が連携して各種施策を講じてきた。非行の要因については、リスクファクター論（犯罪・非行について、様々なリスクファクターが累積し複雑に絡み合って作用した結果、ある確率で発生すると考え、犯罪・非行のリスクファクターを特定し、犯罪・非行の予防・低減のための具体的な手段を取ろうとする考え方）に依拠した先行研究により、親による虐待、不適切な親子関係、家庭の社会経済的地位の低さ等といった家庭の環境が主要なリスクファクターに含まれることが言われている（岡邊、2013）。再非行防止の効果を高めるためにも、非行少年の生育環境に焦点を当てる意義は大きいと考えられる。

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）では、「再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進する」ことが定められている（同法20条）ところ、法務総合研究所は、これまでも、研究部報告11「児童虐待に関する研究（第1報告）」（法務総合研究所、2001）において、少年院在院者に被虐待経験を有する者の割合が顕著に高いことの背景として、親自身が家庭の経済状況や配偶者等との関係、あるいは子供との関係等について何らかの不安や悩みを抱えている可能性があることなどを指摘しているほか、研究部報告63「犯罪者・非行少年の生活意識と価値観に関する研究」（法務総合研究所、

2022)において、非行少年の家庭生活に対する不満の理由に関し、「少年鑑別所入所者」、「保護観察対象者(少年)」共に、該当率の上位2項目が「親が自分を理解してくれない」及び「家庭内に争いごとがある」で共通していること、「少年鑑別所入所者」に関して、令和3年に実施した調査結果を過去4回(平成2年、10年、17年、23年に実施)の調査結果と比較し、「家庭に収入が少ない」の該当率が大きく低下した一方で、「親が自分を理解してくれない」及び「家庭内に争いごとがある」の該当率が、最も高くなったことを示すなどしてきたが、生育環境の実態は、非行の背景として指摘されながらも、十分に明らかになっているとはいえない。

そこで、昨今の少年非行の動向や再非行防止施策の状況等も踏まえ、非行少年の生育環境の実態を明らかにし、処遇や支援の在り方を検討することを目的として、本研究を行うこととしたものである。

非行少年の生育環境をどのように捉えるかは様々な視点が考えられるところであるが、多くの少年院在院者が被虐待経験を有すると見られることや、昨今、子供の貧困が社会問題として指摘され、様々な対策が推進されているところ、非行少年についても、経済状況が教育等の機会を始め少年の現在・将来の生活に影響を与えている可能性があることを踏まえ、少年院在院者及び保護観察処分少年とそれぞれの保護者を対象とした質問紙調査を実施し、小児期における逆境体験を含めた養育の状況や家庭の経済状況を主要な視点として捉え、非行少年の生育環境が、その心理的特徴や就学等の社会生活にどのような影響を及ぼしているかなどについての分析を試みた。さらに、非行少年への処遇や支援等に関する施策の調査を通じて、その社会復帰に向けてどのような関わりが求められるのかについても検討を行った。

本研究は、各種調査の結果を分析し、非行少年の生育環境の実態に関する分析結果をとりまとめ、生育環境に困難を抱える非行少年への効果的な処遇・支援の方策の検討に資する基礎資料として提供するものである。

2 本報告書の構成

本報告書の構成は、以下のとおりである。

第2章では、少年院在院者及び保護観察処分少年に関する統計データ(少年院及び保護観察所職員が、各種資料や本人・保護者から聴取した内容に基づき、その区分を判断して作成した調査票によるもの)に基づき、少年院在院者及び保護観察処分少年の養育の状況及び経済状況を分析したほか、それらの状況の違いの観点から、非行歴、保護処分歴、教育程度等の基礎的なデータを分析した統計調査の結果を示す。なお、養育の状況については、少年院在院者は保

護者状況及び被虐待経験に関する統計によって分析したものの、保護観察処分少年はこれらの統計が存在しないため、少年院在院者における保護者状況に類似する居住状況のみで分析している。

第3章では、少年院在院者及び保護観察処分少年並びにその保護者に実施した質問紙調査の結果を示す。

第4章では、第2章及び第3章の分析を踏まえ、生育環境に起因する生きづらさを抱える非行少年への処遇や支援の施策を実施する機関等から、聴き取り調査（施策調査）を行った結果を示す。

第5章では、第2章から第4章までで明らかになった内容を踏まえ、より効果的な処遇や支援の検討に資する知見を示すとともに、今後の課題等についても取り上げる。

本報告中の「少年」及び「保護者」は、いずれも少年法第2条の規定により、「少年」が20歳に満たない者、「保護者」が少年に対して法律上監護教育の義務がある者及び少年を現に監護する者を指している。また、一般的に「こども」又は「子ども」と表記されることがあるものの、本報告においては、法律名に含まれるなど特別に規定されている場合を除き、公用文表記に従い「子供」と表記することとした。